

令和 9 年度 予算編成方針及び予算編成要領の概要

令和 8 年 9 月 1 1 日
総 務 部 財 政 課

1 本市の中期的な財政展望

- (1) 今後の財政見直し
① 歳入面では財政運営の根幹である市税について、都市計画税の開始により恒常的な増収を見込むことができる一方で、歳出面では物価高騰（人件費、資源価格）、少子高齢化に伴う社会保障費やインフラを含めた公共施設維持管理費の増加、海部東部消防組合の新消防庁舎整備など、財政需要が年々増大することが見込まれる。
② さらに、「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども関連施策、デジタル技術の活用等による業務効率化などの行政課題に対応するため、一層厳しい財政運営を強いられることが予想される。
- (2) 今後の基金の見直し
継続的に収支不足が生じる見直しとなっており、このまま打開策を打つことなく、歳出超過分を基金で補填し続ければ、基金は枯渇し、危機的な状況に陥ってしまうことが見込まれる。

2 予算編成の基本的な考え方

- (1) 昨年度に引き続き、全部局において事務事業見直しを行ったものの、令和 9 年度の概算要求額は 3 9 0 億円であり、過去最大の規模となっている。
- (2) 要求される事業の全てを実施することは困難であることから、全ての事業の費用対効果や施策の意義を厳しく検証し、経費節減や事業の廃止、休止など積極的なスクラップにより、更なる歳出削減について全職員が再認識する必要がある。
- (3) このような状況を打開するため、引き続き予算要求限度額を設定して歳出削減を図り、予算規模のスリム化を徹底することで財務体質の改善を図る。（令和 9 年度予算全体フレームを、3 5 7. 7 億円（今年度当初予算比＋ 1. 8 億円）で設定）
- (4) 都市計画税については、都市計画事業等に要する費用に充てる目的税としての性格を踏まえ、令和 9 年度の予算編成においては、下水道事業の安定的かつ計画的な推進に活用するものとする。
- (5) 本市の中期的な財政展望を全職員が認識した上で、「選択と集中」により、限られた財源を真に必要な分野に重点的かつ効率的に配分することを基本とし、山積する将来の課題に取り組むことを念頭に置きながら予算を編成する。

3 予算編成【留意事項】

- (1) 行政改革の推進
① 従来からの慣行や経緯、価値観や手法にとらわれず、既存事業の廃止、縮小を念頭に、事業のスクラップの徹底（既存事業の統合や見直しを含む。）により整理合理化を図ることで、人件費も含めた大胆な歳出削減に取り組む。
② サマーレビュー時において全庁を挙げて実施した「事務事業見直し提案」の検討結

果を予算案に必ず反映させるとともに、さらなる見直しに努めること。

- ③ 各所属長は、職員の健康管理やワークライフバランスの推進に対して責任を持ち、時間外勤務の根本原因の分析、業務量の削減や合理化、職員間での業務量の偏りは正など、職場マネジメントを強化する。
 - ④ 会計年度任用職員が従事する事業のうち、人件費への財源措置のない事業について、事業そのものを積極的に見直すことにより、人件費の縮減を図ること。また、要求にあたっては、事前に人事秘書課と調整済みの組織・機構の人員配置の範囲内での要求とすること。
 - ⑤ 公共施設再配置計画における施設の統廃合に基づき、真に必要な修繕・更新を行う。特に、第Ⅰ期の期限（R8 年度）までに見直しが完了していない施設、第Ⅱ期（R9～18 年度）に見直しが必要となる施設は、計画の方向性に沿って、マネジメントした結果を着実に反映させることとする。また、急激な物価高騰を踏まえ、統廃合の前倒しや、集約化・複合化、施設における一部行政サービスの停止や施設の休館も選択肢に含めたうえで、今後の施設のあり方を検討すること。
 - ⑥ 「あま市行政手続きのオンライン化基本方針」に基づき、電子申請の利用拡大、キャッシュレス決済への対応、ペーパーレス会議の促進等、I C Tを活用した行政手続きのオンライン化、行政の効率化に取り組む。
 - ⑦ 少子高齢化・人口減少社会の到来にあたり、社会保障費の増大や物価高騰への対応が見込まれる中、新たな財源確保に向けて、企業版ふるさと納税の活用、ネーミングライツや広告料収入の導入について積極的に取り組む。未利用地となっている財産のうち、今後の活用見込みがないものについては積極的に処分等を進めていく。
 - ⑧ 使用料・利用料や無料施策の見直し等、事業費と比較して受益者負担が少額である事業を精査し、適正な受益者負担を求める。
- (2) 第 2 次あま市総合計画の推進
令和 9 年度は第 2 次あま市総合計画後期基本計画の初年度であるため、現行の事務事業をゼロベースで見直す。
 - (3) 財源の枠配分
サマーレビューにおける「令和 9 年度実施計画策定及び予算概算要求における評価結果について」（令和 8 年 9 月 1 1 日付け市長公室長・総務部長通知）で通知された事業のうち、「保留」となっている事業については、枠配分から除外し査定案件とする。
 - (4) 新規・拡充事業
物価高騰や人件費増の影響による厳しい財政状況を勘案し、財源確保の観点から新規・拡充事業など増額要求する場合は、予算の肥大化を防ぐためスクラップ・アンド・ビルドを原則とする。なお、新規事業は、原則、法令により実施しなければならない事業、市民の生命・財産を守るために緊急性が高い事業に限定したものとし、事業の方向性、目的及び効果、さらに手法を明確にした上で予算化を行う。